

幼児教育・保育の無償化のご案内

3歳児クラス（認定こども園の教育利用のお子さんは満3歳から）から小学校入学前までのお子さんと、0歳から2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さんに対する幼児教育・保育の利用料（保育料）が無償化となります。

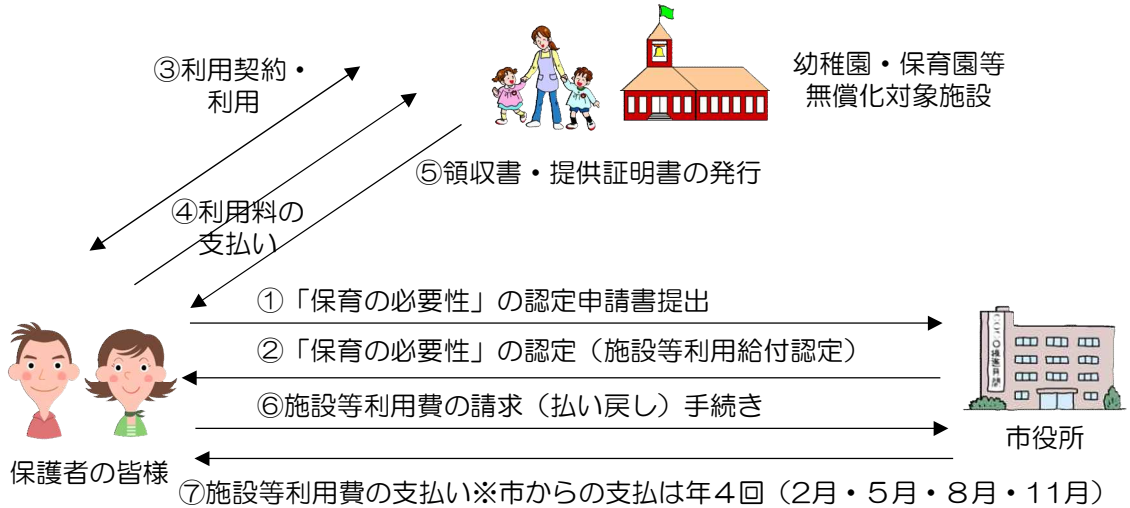
利用方法について

1 幼稚園、保育園、認定こども園などへの通園（保育料の無償化） 手続きの必要はありません。（私学助成幼稚園などは除く）

※延長保育料や、実費として徴収されている費用（送迎費、給食費、行事費など）は無償化対象外となり、これまでどおり保護者負担です。

2 幼稚園、認定こども園（教育利用）の預かり保育の利用

3 一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター・認可外保育施設などの利用 就労、妊娠・出産、親族の介護など「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。



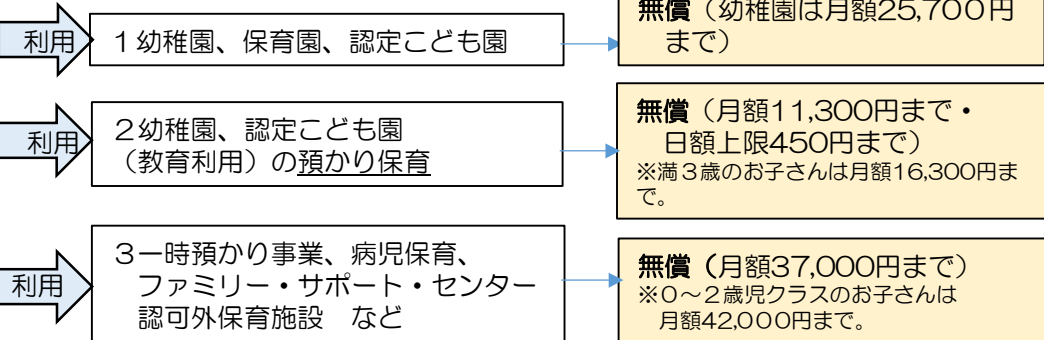
重要

- ◆無償化の対象として施設を利用する場合は、事前にこども保育課へ申請し「保育の必要性の認定」（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。
- ◆利用料は、従来どおり園等へお支払いいただいた後に領収書等を添付し、こども保育課へ請求書を提出してください。

利用料（保育料）について

保育の必要性の認定事由 に該当するお子さん

（共働き家庭など）



※0～2歳児クラスのお子さんは、市民税非課税世帯が無償化の対象です。
※延長保育料、給食費（主食費、副食費）、行事費、通園送迎費などは無償化の対象外です。

上記以外（専業主婦（夫）家庭など）

